

大阪府農協健康保険組合
理事長 内本直哉



規約の一部変更について

健康保険法施行令第3条第2項の規定により、当組合同規約の一部を下記のとおり変更したので公告する。

記

第44条を次のように改める。

(保険料額及び調整保険料額の負担割合)

一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の100分の56.5は事業主、100分の43.5は被保険者において負担する。(小数点第4位を四捨五入する。)

第44条の2の次に、次の条文第44条の3を加える。

(子ども・子育て支援金額の負担割合)

子ども・子育て支援金額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。

第44条の3を第44条の4とし、次のように改める。

(特定被保険者の保険料額)

この組合において介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は一般保険料等額と介護保険料額及び調整保険料額との合算額とする。

第47条に次の1項を加える。

(予備費の費途)

3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援納付金
- (2) 還付金
- (3) 雑支出

第48条第2項を次のように改める。

(準備金の保有方法)

2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

以 上